

予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 令和 7 年 12 月 2 日(火) 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 上田委員長ほか議長を除く議員 16 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・鈎物次長
8. 協議事項
12 月定例会本会議(11 月 28 日)から付託された事件(議案 1 件)
9. 傍聴者 2 名

会議の概要

- ・ 開会 9 時 30 分 閉会 11 時 16 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 12 月 2 日

予算決算常任委員長 上田 啓二
記録調製者 鈎物伸次

— 開会 9:30 —

上田委員長 お疲れさまです。本日の出席については、委員 17 名であり、定足数に達しておりますので、只今から予算決算常任委員会を開会いたします。最初に、委員並びに執行部の皆様に申しあげます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして、「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は委員長関連と呼び、続けて行われますようお願いします。また、質疑及び等については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。議案第 1 号令和 7 年度長門市一般会計補正予算(第 5 号)を議題とします。審査は、第 1 条歳入歳出予算の補正から第 4 条地方債の補正までを一括し、別紙一覧表に沿って課ごとに質疑を行います。初めに、選挙管理委員会事務局所管について審査行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局所管につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書 24 ページから 27 ページとなります。第 5 目「参議院議員選挙費」及び第 11 目「市議会議員選挙」につきまして、それぞれ執行経費が確定し、不用額が生じたため、減額補正を行うものでございます。

上田委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 事務局長からも説明がありましたけど、補正予算書は 26、27 ページ。第 11 目「市議会議員選挙費」事業コード 010 市議会議員選挙費 1,247 万 7,000 円の減額補正ですけど、確認に近いです。これは当初で見込んでいたより立候補者が少なかったのが理由と思われますが、もしその他理由があればご説明願います。

選挙管理委員会事務局長 委員おっしゃるとおりでございますが、そのほかに、投開票事務従事者報償につきましては、事務従事者数及び従事時間数の減。あと、業務等委託料につきましては、ポスター掲示板の設置撤去委託料の入札減によるものでございます。

上田委員長 ほかにご質疑ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ほかにご質疑もないでの、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機お願いします。

— 休憩 9:32 —
— 再開 9:33 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について審査を

行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 財政課につきましては特に補足説明はございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

田村継委員 財政課のほうにお伺いいたします。この度、財政調整基金、通称財調のほうに繰入れるということでしたが、今現在の財調残高と、繰入れ後いくらになるのかをお願いいたします。

財政課長 令和6年度末の財政調整基金の残高につきましては、51億230万4,000円でございます。本補正予算に計上しております金額を積み立てた場合、基金の残高見込み額につきましては55億5,405万9,000円となります。仮に現在計上しております繰入金を全て繰り入れた場合は、44億2,908万9,000円となりますが、この残高の見込み額につきましては、本市にとっては十分な残高であろうというふうに考えております。

田村継委員 続けてお伺いさせていただきます。令和6年度の決算カードによると、長門市の標準財政基盤は約128億円だと思います。大体、財調の適正数値がこの額の10パーセントから20パーセント、大体25億円前後くらいまでが妥当かと思われるんですが、今現在積立てた約55億円となるとのことだったと思います。ここあたりの妥当性、意図をお願いいたします。

財政課長 財政調整基金の適正な保持額というのは色々あるところではございますが、本市におきましても、昔は10パーセント程度を保持していこうというような目標もあったというように聞いておりますが、特に現在ではそういう目標については特段持っているわけではございませんが、不測の事態に対応するためにも、まとまった金額というものは必要であろうと考えております。

田村継委員 では、続けてお伺いさせていただきます。地方財政法7条によると、この繰越剰余金約9億円の2分の1は財政調整基金が減債基金のほうに積み立てることができると思います。この度の補正予算では減債基金が0だったと思います。財政調整基金が基準より大きく上回るか、上回っているところで、この度、なぜ減債基金のほうに組み込まれなかつたか。地方債の総額は約191億円。現在の減債基金が19億円ぐらいだと思います。1割ぐらいしかないこの状況で、なぜ財政調整基金のほうに組み込まれたのか、その意図をお願いいたします。

財政課長 本市が見積もっております地方債現残高の約92パーセント程度は、いわゆる普通交付税に有利な地方債になっております。過疎対策事業債、合併特例債等のいわゆる交付税算定率の高い地方債や本市の地方税現残高の92パーセント程度を占めております。そういった意味からも、これを繰上償還するよりは不足の事態に備えるための積立てのためにということで財政調整基金の積立てを選択しているところであります。

田村継委員 私から最後に質問させていただきます。この度、財調のほうに約 4 億 5,000 万円組み入れられたと思うんですが、同じ基金で公共施設費維持費補修基金、こちらのほうが約 248 万円ほど組み込まれていたと思います。これは将来、公共施設に保証するために積み立てていくものだと思いますが、この 248 万円の意図、根拠、お願ひできますか。

上田委員長 ほかに質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質問はないので、質疑を終わります。次に、監理管財課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

企画総務部長 監理管財課所管につきましても、特に補足説明はございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村継委員 先ほどちょっと聞いていただいたので、ちょっと繰り返しにはなるんですけれども、施設の老朽化が激しい現在で、公共施設維持費補修基金、こちらのほう 248 万円ほど組み込まれたと思うんですが、その意図と妥当性、ページ数。ごめんなさい、ちょっとだけお待ちいただいてよろしいですか。

上田委員長 田村継委員探しておいてね。ほかに質疑は。

中平委員 ページ数は補正予算書 32、33 ページです。第 18 目「公共施設維持補修等基金費」事業コードは 010「公共施設維持補修等基金費」について、まず私はこの時期に積み立てる理由をお伺いいたします。

監理管財課長 この時期に積み立てる理由なんですが、本予算につきましては、令和 7 年 2 月に普通財産の公売等により得た収入を長門市公共施設維持補修等基金内規に基づき、収入のあった翌年度の 12 月補正に計上し、基金へ積み立てるものであります。なお、収入のありました当該年度の 3 月補正に計上できるものにつきましては、3 月補正で計上し、基金へ積み立てることとしております。

上田委員長 ほかにございませんか。では、田村継委員どうぞ。

田村継委員 ちょっと何度も繰り返して申し訳ないんですけども、今回、この 248 万円の根拠、意図をお願いいたします。

監理管財課長 先ほど若干触れましたが、令和 7 年 2 月に普通財産の公売等により得た収入として、旧三隅駐在所跡地、これを売却したもの、そして湊地区の土地交換により差額が生まれたもの、これによるものを積み立てるものでございます。金額といたしましては、三隅駐在所跡地を売却したものが 246 万 2,500 円、湊地区土地交換にかかる交換差金が 5,289 円、合わせて 246 万 7,789 円となっております。

上田委員長 ほかにございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、監理管財課所管全般についてご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、税務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

企画総務部長 それでは、税務課所管につきまして補足説明を申し上げます。歳入になります。予算書の18ページ、歳入でございますが、市税の部分でございます。当初予算に比べまして、個人市民税の所得割が2億6,783万8,000円の増額しております。これは、課税所得が増えたことが要因となっております。

上田委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さん、お席で待機お願いします。

— 休憩 9:43 —

— 再開 9:44 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、市民活動推進課所管について審議を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

綾城委員 それでは、まず、補正予算説明資料は1ページです。予算書は25ページです。第42目「地域交流プラザ費」、事業コードが740「三隅交流プラザ管理運営費」についてお尋ねをいたします。今回、補正予算では4,880万3,000円が予算計上されておりまして、設計監理等委託料で117万7,000円と。で、施設整備工事で4,762万6,000円が計上されております。何点か質問いたしますけれども、まず1点目です。この施設整備工事費4,762万6,000円について、この工事費の積算の根拠についてお伺いいたします。

市民活動推進課長 積算根拠につきましては、国土交通省の積算基準に基づいて定めた単価及び特殊な機器については見積比較により積算をしております。

綾城委員 積算の詳しいところ、お伺いしたいんですけども、なかなか難しいですか。

市民活動推進課長 工事の内容についてお答えいたします。工事につきましては、受変電設備、いわゆるキュービクルの改修と、受変電設備から施設内動力盤及び動力盤から各部屋までの配線が工事内容となっておりまして、キュービクルが工事費の中の主な部分となります。

綾城委員 わかりました。事前にお伺いした時に、なかなか、入札等があるので、あまり詳しいことは言われないということでしたので、この程度にとどめたいと思いますけれども、わかりました。受変電設備キュービクルの改修等に主なところが、お金を使われているということでしたけれども、それと、各部屋までの配線の工事というところですけれども、それ、ちょっとお尋ねするんですが、各部屋まで配線工事をされるとい

うことですけれども、では、その配線の工事だけで、各部屋に今度エアコンを設置されていくと思いますけれども、そちらは今回のこの 4,762 万 6,000 円に入っておられるのか、お尋ねいたします。

市民活動推進課長 今回の工事には、各部屋の空調機器については含まれてはおりません。

綾城委員 わかりました。じゃあ、別立てで、そのエアコンの設置費用っていうのが別に必要となってくるというところですけれども、ちなみに、参考までに、エアコンというと、またその業務用っていうのを設置されるんだろうなと思うんですけど、大体追加でおいくらくらい必要になるのかっていうのはありますか。

市民活動推進課長 約ですが、7,800 万円程度となります。

綾城委員 エアコンの設置だけで 7,800 万円ってことですか。

市民活動推進課長 申し訳ございません。エアコンの機器の改修につきましては、約 2,500 万円で積算をしております。

綾城委員 わかりました。ですので、今回の工事費で 4,762 万 6,000 円プラス 2,500 万円が必要となってくると、今後ですね、っていうことだと思います。わかりました。もう 1 点お尋ねいたします。現行のガスヒートポンプの設備ですよね、ユニットと配管が今あると思いますけど、これはこの工事費の中で撤去される予定があるのか、お尋ねいたします。

三隅交流プラザ主査 今現在、ガス空調については撤去の方を検討しています。配管については、ちょっと撤去にかなり経費がかかりそうなので、そちらのほうは今検討のほうには入れておりません。

綾城委員 わかりました。私から最後 1 点お尋ねするんですが、今回は、これは、その設計費が当初予算で 270 万円程度上がっておりまして、その時のご説明では、ガスから電気へ変えられるということですけれども、ガス代の方が安いんだけども、少人数でガス空調の管理に大変手間を要するということで、電気のほうが少人数でも管理がしやすいということで、そちらに変更いたしたいというご説明だったというところで、こうやむを得ず賛成をしたというところが私の本音のところなんですけれども。今説明でもありましたけれども、正直、申し訳ない、私のちょっと見込みが悪くて、これだけお金が必要になるとはちょっと実は思っていなかったっていうところがちょっとあります。それでお尋ねしてるんですけども、こういう 4,762 万 6,000 円プラス今度はエアコンの設置というところで 2,500 万円程度が必要となってくるというところで、多額の費用を投入しなきゃならないというところ、ガスから電気に変えることで、しなきゃいけないというところになっているのは現状だと思いますけれども。そうであるならば、これはちょっと今更かもしれませんけども、現行も、今配管は残すというふうにおっしゃられた。もちろん、ユニットについては撤去するかもしれないけど、配管は残していくっていうふうにおっしゃられたので、その配管とかがあるんであれば、ガスヒー

トポンプのほうを更新されてたほうが、なんかやっぱ安くついたんじゃないかなっていうふうにちょっと個人的には思ってるんですけど、その辺りの見解についてちょっと改めて、これだけの予算を投じる効果、ガスのほうが、だから配管があるわけですから、ガスヒートポンプを、そのユニットを改修したほうが安くついたんじゃないかと思いますけど、そのあたりの見解について、ちょっと 1 点だけ改めてお尋ねしたいと思います。

市民活動推進課長 現在、三隅交流プラザにつきましては、ガス空調設備のほうが老朽化で、一部部屋につきましてはすでに電気空調のほうに切り替えてるところもあります。また、既存のガスの配管については、撤去に費用がかかるため残すこととしておりますけども、老朽化でその部分につきまして再利用というのには難しいというふうに考えております。それと、今回計上させていただいてますキュービクルにつきましても、ガス空調に変えましてもキュービクルの容量というのには必要となりますので、こちらはガス空調でも必要となると考えておりまして、実際のところ、積算で比較までは詳しくはしてないですけども、今回は電気空調を採用したというところになります。

綾城委員 わかりました。部長にもお尋ねいたします。やっぱり、これだけの予算を、7,000 万円ぐらいのお金をかけて、ガスから電気のほうに替えられるというところで、今課長からもご説明がありました。その執行部の意図としてわからないことはないんです。ただ、ちょっとやっぱりはっきりしないのが、やっぱりそのガスのほうが安く上がったし、メリットがあったんじゃないのかなっていうふうな思いが、ちょっと今説明いただいたんですけど、少しあかりにくいところがあって、そういう思いがあるんですけど、改めてちょっと部長のほうの見解をいただきたいと思います。

市民生活部長 今課長が申し上げましたけど、三隅交流プラザにつきましては、順次、もうすでに電気式の空調という形でもう更新をしてきているところで、残った部分に関して今回は電気式という形で、ガスから切り替えるという趣旨でございます。綾城委員の言われる既存の配管をいわゆる再利用するという考え方もわかるのはわかるんですけど、そもそもこのガスの配管自体がもう年数が経って、いわゆる経年劣化を起こしているということで、再利用できないというのも踏まえて、今回は電気式という形で切り替えるという方向性でございます。

綾城委員 わかりました。じゃあ、ちなみにそのガス配管を更新すると、今大体 7,000 万円ぐらいかかると言われてますけど、それ以上にお金がかかるというとこなんでしょうか。そのあたり見解がありましたら。

三隅交流プラザ主査 一般的には、電気空調よりもガス空調のほうがイニシャルコスト、導入コストはかかるというところで判断しているところでございます。ガス空調については、基本的には大規模施設等の改修で効果が見られるということも見ておりまして、今回、先ほども言っておりますとおり、すでに電気空調に替えている中で、ガス空調から今回替えるのは一部でございます。ちなみに、小規模の部屋が多くて、ここについては場合によったら家庭内エアコン等でも対応できるんではないかという大き

さになっておりますが、家庭内エアコンにつきましては、ガス空調のほうはすでに販売が停止しております。そういう状況下において、そのままこれまでも電気に切り替えてきたところでございますので、電気に切り替えてさせていただきたいと考えております。中平委員 ちょっと技術的なことと、その継続性で、僕の認識だと電気空調であれば市内の業者が、何件も多分担当できると思うんだけど、ガス空調というのは、市内にガスヒートポンプ式の空調を扱える業者が市内に元々おられるんですか。それをお尋ねします。

三隅交流プラザ主査 うちのガス空調が故障した際には、市内の業者に対応のほうをしていただいておりますので、おられます。

重廣委員 部長に伺いたいんですが、私は令和6年の当初予算ですか、あの時に三隅保育園がありますよね。あれの空調を替えるということで、ガスよりも電気のほうが安全ではないかという、その時に三隅としては合併前からガスを使ってますから、もうガスの方針で行きますというふうに言われているんですよね。だから、ここも私はガスになるんだろうと思ってました。当時の回答と答弁として、高圧受電設備、キュービクルですね、キュービクルの設置が高額なためガスにすると。それで、ガスと電気のランニングコストを比べるとガスのほうが安いから、ガスで行かせていただきますということで、今ガスになっていると思います。そこで、同じ三隅地区で交流プラザが急にキュービクルを設置するという議案が出てきましたので、この1年半ぐらいでどのような変化があったのか、ちょっと不思議なんですね。だから、何を持って電気に替えられるというふうに決められたのか。それと今、この文書の中に老朽化により不具合というのがありますが、現状どこか不具合になっている部屋があるのかどうか。簡単に小さいエアコンを付けて対応しているところがありましたけど、この冬はそれで乗り切れるのかどうか。その2点をお伺いします。

市民生活部長 すみません、令和6年度のお話ですけど、私は今初めて聞いたような感じなんんですけど、今、その実際不具合のほうは何部屋か確か故障で、もう全く機能していないという状況でございますので、今の状況であればこの冬はおそらく使えない状況に至っているとは思います。

重廣委員 今部長のほうは、課が違って、以前のことがわからないと。私は、もう三隅地区は全てガスをこれからも利用していくんだというふうな認識だったと。でも、急にキュービクルという話が出たから、どういう経緯があつて変化があったのか。この三隅保育園の質疑については、ひさなが議員も同じようなことを言われてました。やはり、ガスで言うと危険だというイメージが強いんですよ。でも、ガスのほうが、ランニングコストがかからないから、これでやっていきますとその時には言われました。交流プラザと保育園は全然違うかもしれません、どういう経緯があつてガスから電気に替えられると決められたのか、その説明だけお願ひします。

三隅交流プラザ主査 これを検討したのは、今の三隅交流プラザの前の三隅公民館

時代でございますので、担当課が地域連携教育推進課となります。そこからそのまま居るのが私なので、私のほうからちょっと説明させていただきますが、先ほど来からも申し上げているとおり、今回、この電気工事につきましては、すでに三隅交流プラザの電気容量が限界に達しております。さらにキュービクルにつきましては、かなり年数も経って老朽化も進んでいることから、ガス空調を入れたにしろ、このキュービクルの更新は必要になります。この電気工事は、容量が若干少なくなるにしても、かなりの額が必要になってきます。あくまで、ガス空調と電気空調を比較する際は、今後出てくる機械工事のこちらのほうの経費の比較になろうかと思います。その上で、総合的に判断して電気のほうにさせていただいた。もちろん、先ほどから色々答弁をさせていただいておりますが、それも踏まえた上での判断ということでご了解いただきたいと思います。

林委員 今、色々縷々、こう議論が出されてますけど、そのGHPがいいのか、電気空調がいいのかという議論は、3月の当初予算の時に設計委託料として283万円が計上されていたわけ、当初予算で。その時の説明は、高圧受電設備の容量拡大するための設計費用を計上するというふうに3月でもう議会は認めているわけですね。だから、今その議論を蒸し返すというのは、僕は正しくないと思います。そこで私が聞きたいのは、今回は高圧受電設備を更新する。いずれ新年度におそらく機械設備工事を行うだろう。その金額が先ほど出た2,500万円ぐらいということで、いずれにしても市民活動の拠点なんですよ三隅交流プラザっていうのは。そこで空調設備の不具合が生じてると市民活動そのものに影響を及ぼす。重廣委員の話にもあったように、やはり冬場とか夏場、特にこの夏場っていうのはもう今ほんとに異常気象で、非常に異常な暑さで、そういう時に研修室であるとか会議室であるとか、そういうところが空調設備の不具合で使えないっていうのは、市民活動に非常に大きな影響を及ぼします。私が今日1点聞きたいのは、この工事そのものは見とおしとして大体いつ頃完了させる見込みなのか、完了する予定なのか、その点を1点お聞きしたいと思います。

市民活動推進課長 全体の工事に含めてのお話だと思いますが、全部で210日での工期がかかるように確認しております。夏場明け9月に入ると考えております。

上田委員長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、市民活動推進課所管全般についてご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないでの、質疑を終わります。次に、総合窓口課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

市民生活部長 補足説明はございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないでの、質疑を終わります。次に、生活環境課所管について質疑を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

市民生活部長 生活環境課所管の補正予算について補足説明いたします。補正予算書 5 ページ、第 3 表「債務負担行為補正」の「指定ごみ袋納入及び販売委託料」につきましては、令和 8 年度において、市指定ごみ袋納入業者へ納入に係る経費を納入委託料として支出し、販売店へは販売委託料を支出するもので、年度当初から市指定ごみ袋を販売できるよう体制を整える必要があることから、限度額を設定するものでございます。

上田委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

ひさなが委員 補足説明がございました補正予算書の 5 ページ、第 3 表「債務負担行為補正の指定ごみ袋納入及び販売委託業務」4,179 万 3,000 円ですけれども、納入の委託と販売の委託が多分これ一緒になってるものだと思いますけど、それぞれの額っていうのは教えていただくことはできますか。

廃棄物対策班長 納入にかかります納入業務委託料といたしまして 3,566 万 350 円、販売店へお支払いいたします販売委託料としまして 613 万 1,950 円を予定しております。

ひさなが委員 去年、同じ時期上がってきたものが 3,713 万円、合わせたものが。今お伺いすると、こっちの納入の利活用、ついこの間決算額で出てきましたけど、それよりもだいぶ大きくなってる。これ、やっぱ物価の影響等があるからですか。なんか理由をお願いいたします。

廃棄物対策班長 ただ今、ひさなが委員のおっしゃられましたとおり、燃油価格から人件費、そのあたりの上昇が大きいというふうに伺っております。

ひさなが委員 では、これ最後ですけども、こっちは、そうやっていろんなものが上がっていって、この金額を上げるということは、令和 8 年度に関しては、その上がった部分は市民が負担をするのではなく、こちらのほうで負担をするという考え方に基づいているということでおろしいですか。

廃棄物対策班長 そのとおりでございます。

上田委員長 ほかにございますか。今一度、生活環境課全般についてご質疑ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:09 —
— 再開 10:10 —

上田委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、高齢福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。次に、子育て支援課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:10 —
— 再開 10:11 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農林水産課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひいたします。

経済産業部長 補足説明は特にございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

田村大治郎委員 予算書の 28、29 ページ、第 4 目「農業振興費」一般社団法人アグリながと運営支援事業についてお尋ねをいたします。運営体制の充実を目指しておりますけれども、これによって人件費の不足になった理由についてご説明お願いします。

農業振興班長 令和 7 年 4 月 1 日から耕種部門の部長を新たに採用いたしまして、その後、従業員の退職者が生じておりましたことから、退職者分の人件費を充当しようということで考えておりましたけれども、9 月 8 日から新たに事務局長を雇用することとなりまして、トータルで総合的な人件費の調整が必要となりましたことから、370 万 5,000 円の増額補正を求めるものでございます。

田村大治郎委員 その次に、体勢強化による効果を聞こうと思ったんですけれども、事務局長が新しく入られたというのは、そんなに事業を拡大したとか、そういうた影響はないですかね。

農林水産課長 この度の事務局長の雇用といいますのは、市のほうから派遣していた職員が市のほうに戻ってきたというところで、そこに事務局長を新たに設置する必要があるというところで、今回、9 月 8 日から新たに事務局長を雇用したというところでございます。

田村大治郎委員 この事業ですけれども、一般財源を充てられておりますけれども、財源確保に向けた、何か活動と言いますか、例えばその農地利用の効率化等の支援であるとか農山漁村振興であるとか、そういうものを取り込むことによって国の財源を利用するような動きっていうのはされたでしょうか。また今後される予定があるで

しょうか。

農業振興班長 耕種部門におきましては、現在でも、米、小麦、大豆の播種、あるいは刈り取りといったような部分の各種の作業受託でありますとか、今年度からは畜産部門において繁殖経営を新たに始めるなど、そういったことにも力を入れながら、今後はこれまでの人材育成に加えて、近隣の農業法人とも連携をしながら、アグリながと自体の経営を強化、儲かる部分の経営を強化していくというところを目指しております。

田村大治郎委員 ということは、国であるとか県であるとかの事業に乗っかるというような方向ではなくて、営業収益を上げて、それを財源として充当していこうというふうなご認識でいいですか。

農業振興班長 アグリながとが経営する中で、農産物の生産も行っておるわけでございますけれども、こうしたものもしっかりと収益が上がるような作物に取り組むでありますとか、生産性をさらに向上させるというようなことで、ランニングコストというものもしっかりと出していけるように努力をしたいというふうに思っております。また、片方で機械整備とか、大変お金のかかる部分については、国等の補助事業も活用しながら、進めてまいり、このような考え方であります。

米弥委員 予算書 29 ページ、第 2 目「林業振興費」事業コード 705「林業施設等維持管理費」説明資料 2 ページになりますけど、仙崎地区紫津浦の市有林について落石防止工事をされるとありますけど、この工事の期間っていうのはもう決まっておりますでしょうか。

設計技術班長 工事の期間につきましては、3月末までを予定しております。

米弥委員 その 3 月末までなんんですけど、その期間中、その有料駐車場っていうのは利用できるんでしょうか。

設計技術班長 有料駐車場につきましては、管理者と協議をしておりまして、現在、法面の崩落した部分は駐車枠 8 台分を塞いだ状態で対応しております。工事期間が終えるまでは、その 8 台分については利用できないという状況になります。

重廣委員 今説明いただきました、工期は 3 月いっぱいというふうに言われましたが、工事内容ですよね。私、すいません、現場見に行ってませんのでよくわかりませんけど、どのような工事をされて、この金額的に、法面工事では少し金額は低いなってイメージがあるんですが、どのような工事をされるんですか。

設計技術班長 今回法面が崩れた部分につきましては、かなり岩盤の風化が進んでいる箇所でございます。そのため、対策工事といたしましては、法面を 1 度切り直し、モルタルを吹き付けることにより対策を行うものとしております。

重廣委員 ちなみに、この落石した原因っていうのは、台風とか大雨とか自然落石っていうのもあると思うんですけど、そのどれに当たるもんというふうに認識されますか。

設計技術班長 落石が生じました原因につきましては、8月10日の豪雨により、元々法面に落石防止のネットがございましたが、その上部の樹木が風雨にさらされまして法面が緩んだことにより落石が生じたものと考えております。

上田委員長 ほかにございましたら。

中平委員 予算書30から35ページ、説明資料3ページです。第3目「水産業振興費」事業コードは095「漁業イノベーションサポート事業」についてでございます。これ、財源負担割合が県2分の1、漁協4分の1、市4分の1。この漁協っていうのは長門統括漁協という認識でよろしいですか。

水産振興班長 漁協負担分の4分の1につきましては、長門統括支店が負担することになります。

中平委員 続きまして、このタンクを導入する目的が鮮度保持ということですが、この鮮度保持に関して漁協なり農林水産課がこのように指導するんだというような見解というか意見がありましたらお伺いいたします。

水産振興班長 マグロの鮮度保持につきまして、タンクをただ投入して冷やし込むだけではなく、船上での処理、エラ抜きや血抜き、また取り込み方法、そういうものを検討するようにして、マグロの冷やし込みがタンクを買うだけでなく十分に行き届くようにしたいと思っております。

田村大治郎委員 この冷やし込みタンクですけれども、私、初めて聞いた言葉で申し訳ないんですけど、冷やし込みタンクの使用、それから大きさであったり重さであったりでというものをまずお願いします。

水産振興班長 今回するタンクにつきましては、1トンタンクと1.2トンタンクはございますが、1トンタンクにつきましては、外寸で1.7メートル掛ける1.2メートル掛ける深さが0.8。1.2トンタンクにつきましては、外寸で長さが2.0メートル、幅が1.2メートル、深さが1.0メートルになります。

田村大治郎委員 今サイズ感を伺いましたけれども、ということは、これ船に積んで沖に出るんじゃなくて、港に置くものということでよろしいかと思いますけれども、これを設置する場所、27台ということですけれども、何か所か設置をされるんですかね。

水産振興班長 冷やし込みタンクの設置箇所につきましては、仙崎漁港、掛瀬漁港、川尻漁港、大浦漁港の4港を予定しております。

田村大治郎委員 マグロの鮮度保持ということでしたけれども、水産業のまち、長門市ですから魚の鮮度というものには非常にこう気を配ってこれまでいたと思うんですが、これに代替するような機能っていうのはこれまでにあったんですか。

水産振興班長 この冷やし込みタンクの代替するような施設は長門市内にはございません。今までマグロをどうやって鮮度保持してたかというと、漁協が所有するタンクの中に氷を入れて冷やしていました。同様の施設は市内のマグロ養殖業者の方が導入しており、効果があるものと思っております。

田村大治郎委員 そもそもこの冷やし込みタンクが必要になった理由について、長門市の近海でマグロが取れるようになってきたからというふうなことでよろしいかと思います。これを市が主導して、国の補助金を取ってきて、そして市もある程度負担をし、それから漁協にも負担をしていただくというふうな提案を今回されてるわけですけれども、こういった、民間とそれから行政がこういったその地場産業の発展のためと言いますか、維持のためにタッグを組むというようなことについて、何か見解がありましたらお願ひします。

農林水産課長 漁協、民間というところで、それと、やはり最近の水産業におきましては、大浦漁港のほうでも今若い方たちが色々やる気を出していろいろなことにチャレンジしてらっしゃるというところがございます。そういった、今、風が、各支店にだんだん伝わってきてるのかなというふうな思いをしておりまして、実際、今回のこのマグロ冷やし込みタンクの導入につきましても、各支店の若い漁業者のそういった方たちが声を出し合ってやっていこうというような声が出ております。それに呼応するということで市としても動いた次第でございまして、当然漁協のほうも、それにぜひやりましょうというところで市が積極的に動いたというところでございます。

上田委員長 ほかにございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、農林水産課所管全般についてご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機お願ひします。

— 休憩 10:24 —
— 再開 10:25 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

経済産業部長 補足説明は特にございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。

田村継委員 資料 21 ページ及び 25 ページ。説明資料 1 ページ第 2 款「総務費」第 1 項「総務管理費」第 6 目「企画費」ふるさと応援寄付推進事業についてお伺いいたします。こちらのほうで、資料によると 5,000 万円の給付金があり、経費として 2,574 万 3,000 円ほど計上されていらっしゃると思います。今回は、ちょっと確認をさせていただくんですけれども、ふるさと納税の 5 割のルールがあると思います。この度のこれだけを見ると 51 パーセントぐらいになってるかと思います。当然、年度末のほうにあってれば問題ないんですが、年度末経費率がちゃんと 50 パーセント以下になるのかどうか、あえてお伺いさせていただきます。

政策マネジメント主査 今回の補正は 2,574 万 3,000 円となっておりますけれども、

全体を見ていただいたら、7億5,000万円の歳入に対して当初の3億4,851万8,000円と今回の補正を加えることになりますので、5割経費以内となっております。

田村継委員 0.1 パーセントでも超すと、確かに2年間の認可取り消しがあると思いますので、そこら辺のほうは厳しくよろしくお願ひいたします。

田村大治郎委員 補正予算書の30ページ、31ページ第2目「商工業振興費」事業コード035「創業等支援事業」についてお尋ねをいたします。創業件数と言いますか、企業誘致を進めて外部の活力を呼び込む一方で地元の活力を支援するということで、こういった創業支援、必要な事業だと思いますけれども、この事業の今回追加ということですけれども、現在の活用状況についてお尋ねいたします。

商工振興班長 令和7年度の申請状況については、新規開業が8件、そのうち3件が飲食、そのほか理容美容業、医療業、娯楽業、製造業、広告業各1件となっております。区域としては、指定区域内の創業が3件、指定区域外が5件となっております。

田村大治郎委員 途中経過というか、期の途中で聞くのもなかなか難しいかと思いますけども、ここまで市の評価、この創業支援事業を活用された事業者に対してのしの評価をお願いします。

産業政策課長 こちらの創業等支援事業につきましては、産業戦略課、それから産業政策課から引き続きずっと取り組んできた事業でございます。これまで、総合計画等については目標、年間で10件というところですと推移しております、ここ数年コロナ以降については概ね10件程度年間創業が出てきているというところがございますので、担当課の評価といったしましては、地域振興、地域活性化には貢献してるのでないかなというふうに考えておるところでございます。

田村大治郎委員 先ほど、今回創業された事業についてのご説明をざっくりと受けましたけれども、私がどういった事業の方が開業されたのかということについてはある程度把握をしてるつもりでいるんですけども、できることでありますから、市外に物を販売する、市外からの人を呼び込むなり、ヒト、モノ、カネの流入を呼び込むような事業を創業してほしいなと思うんですけど、そういった指導っていうのはしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

産業振興課長 特にこういった業種をお願いしますとか、そういったとこについては、行政の立場としては少し難しいところはあるのかなっていうふうに思ってますけども、この創業については、前段で、現在ながら起業カレッジというのをしておりまして、そこであらゆる業種の方対象に、創業に向けての事業計画の作り方とか、そういったところを勉強する機会を設けて、しっかりやるとこがございますので、そこで商工団体と連携する形で、間口を広げる形で周知徹底をして、可能な範囲内、業種は設定せずに募っていきたいなというふうには考えておるところでございます。

上田委員長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、産業政策課全般についてご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないでの、質疑を終

わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は 10 時 45 分からとします。

— 休憩 10:32 —
— 再開 10:43 —

上田委員長 若干早いんですけども、休憩前に引き続き会議を始めます。次に、スポーツ文化交流課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

観光スポーツ文化部長 補足説明は特にございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

綾城委員 予算書の 40 ページ、41 ページです。債務負担行為について伺います。この中で、ルネッサながと指定管理料。5 億 1,087 万円が、これは令和 8 年から令和 12 年の 5 か年の指定管理料の上限がここで示されております。これを 5 年で割ると単年が 1 億 217 万 4,000 円程度というところでございますけれども、一応こう算定された根拠について何点かお尋ねしたいと思います。まず 1 点目です、今回提示されました、5 億 1,087 万円の今後 5 か年の指定管理料の上限額の全体的な考え方についてお尋ねをします。

スポーツ文化交流課長 公募に関する指定管理料の上限額の設定としましては、第 4 期、令和 3 年から令和 7 年でございますけれども、決算額と予算額を基本としながら、人件費の上昇や物価上昇分を加味させていただいて設定をしております。なお、上限額と指定管理者からの提案のあった指定管理料は同額となっております。

綾城委員 わかりました。では、2 点目です。前回の指定管理の更新時、今回の指定管理料に関する、増減の状況について伺いたいと思います。また、どの項目が増加し、どこが削減されているのか、伺いたいと思います。

スポーツ文化交流課長 先ほども申しましたが、第 4 期の予算額、決算額を基本として算定しておりますけれども、年度によって費目の増減というのはありますけれども、やはり全体的に増加傾向ということになっておりまして、維持管理費及び文化事業費とともに増加をしているというのが現状でございます。

綾城委員 先ほどは少しお触れになりましたけれども、現在の電気代等のエネルギーの高騰とか諸物価上昇とか、最低賃金などの人件費の上昇あと、これらの上昇ですね、これらについても加味されてるんでしょうけども、これらの今後の見込みを、今回の新たな 5 か年の指定管理料の中でどのように反映されているのか、改めて伺いたいと思います。

スポーツ文化交流課長 まず、光熱水費についてでございますけども、先ほども言っ

た、第4期の決算額とかの5か年平均に5パーセント程度は加算させていただいております。次に、人件費につきましては、5年間における、一応昇給というか、そこを想定して必要額を加算させていただいているところです。また、5年間の債務負担行為の設定でございますので、具体的な予算につきましては、今後5年間の基本協定、また年度協定の締結に向けて、指定管理者のほうと協議をしながら対応させていただくようになると思います。

綾城委員 はい、わかりました。次に、施設の老朽化っていうところなんですが、来館される方とか、施設の利用者の満足度とか市民サービスの維持ですね、また向上させるためには、これまで以上に施設や施設に関する設備、道具等の老朽化に対応していくかなきやいけないということが課題であるというふうに思いますけれども、この新たな指定管理の中で、この施設の老朽化対応をどこまで含まれているのか、お尋ねしたいと思います。

スポーツ文化交流課長 ルネッサながとにつきましては、施設建築後25年を経過しておりますので、経年劣化に伴うリスクが上昇しているというふうに理解しております。そのリスク分担上の修繕費の増加も、今回の算定に若干見込ませていただいているところでございます。また、市が行うリスク分担以外の大規模修繕につきましても計画的に修繕対応を行っていきたいというふうに思っておりますし、共有部分につきまして、県と共有というところがありますけれども、県と協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

綾城委員 はい、わかりました。その辺もしっかり考えてらっしゃるということでございました。毎年、ルネッサながとの事業報告が議会のほうにも示されますけれども、この中で、ルネッサながとがコスト削減、目いっぱい努力をされているというところは周知なところだという事実だと思います。もうなかなかこれ以上コスト削減が難しいっていうところを、ちょっと感じているところでございますけれども。一方で、今後もルネッサながとの存在意義とか、長門市民の文化芸術の振興、それらによる地域活性化を考える時に、以前のように公演数や来館者数を増やす取り組みができる予算措置がやはり今必要となってくるだろうというふうには思っておりますけれども、このあたりも今回の上限額にどのように反映されておられるのか、お伺いいたしたいと思います。

スポーツ文化交流課長 公演数につきましては、指定管理者の募集要綱並びに仕様書におきまして、年間おおむね30事業程度の実施を規定させていただいているところでございます。魅力的な事業を実施するために、学芸専門員を強化しながら、国内外の芸術性が高く、質の良い優れた舞台芸術公演を企画・実施することを示させていただいているところでございます。しかしながら、公演数につきましては、年間30公演にとらわれず、5年間におきまして魅力的な事業実施できるようにしていただきたいというふうに思っております。そのため、物価の高騰や人件費上昇による公演にかかる費用、増加しているというふうに考えられておりますので、指定管理料の上限額

の設定におきましても、算定上には文化事業にかかる費用を、大体 6 パーセント程度の増加をさせていただいているところでございます。

綾城委員 今後過度な指定管理料の依存っていうところはいかがなものかというところで、自主財源の確保っていうところが必要となってきます。それはもう主にはチケット収入というところだというふうに思いますけれども、このチケット販売の強化が何よりも重要というふうになってきます。今回の上限額の算定にあたりまして、このチケット販売の強化、このあとどのように考えておられるのか、見解をお尋ねします。

スポーツ文化交流課長 この度の指定管理料の上限額の設定にあたりまして、事業収入の考え方ですけども、支出額と同様に第 4 期の決算額を基本として考えさせていただいております。その上で、指定管理料への過度な依存を避け、施設の持続可能な運営を実現するために、綾城委員のご指摘のように、チケット収入をはじめとする自主財源の確保は極めて重要なところというふうにも考えております。基本的には、指定管理者の専門的な知見と、経営判断に基づき今後実施されるものというふうには認識しております。

綾城委員 それでは、この今債務負担行為の中では、ルネッサンガと、ほかに文化振興財団が所管するくじら資料館、村田清風記念館、金子みすゞ記念館、香月泰男美術館、ラポールゆやというところも上がっております。これについて 2 点ほど伺いたいと思います。この今の文化振興財団が所管する、ルネッサンガと以外の施設の指定管理料の上限額の算定について、これまでの指定管理料と比較して、増減等の主なポイントを伺いたいと思います。

スポーツ文化交流課長 指定管理料の今回の設定した考え方というところになりますけども、基本的な考え方としましては、ルネッサンガとの算定と同様に、これまでの決算額を基準として必要額を算定しております。その上で、やはり先ほども若干触れましたけども、昇給などを含めた人件費、経年劣化に伴う修繕費、委託料、光熱水費につきましても加算を行い、算定をしているところでございます。

綾城委員 最後、1 点です。今、人件費についてお触れになられましたけれども、これらの施設で働く職員の人件費については、文化振興財団の職員の給与体系っていうのは外部に明示されていないというところで、我々にはちょっと不明なところなんですけれども、今回の指定管理料の中で、人件費について改めてどのような考え方に基づいて積算をされているのか、お尋ねしたいと思います。

スポーツ文化交流課長 人件費の算定ですけども、5 年間の定期昇給部分を見込んで算定をしております。また、指定管理仕様書においては、人件費、物件費等の物価変動に伴う経費につきましては指定管理者が負担することとはなっておりませんけども、昨今の社会情勢等々鑑みて、通常の物価変動を超えるような場合は、市と指定管理者で協議、調整をすることとさせていただいております。

上田委員長 ほかにございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、スポーツ文化交

流課所管全般についてご質問ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑ないの
で、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのために暫時休憩します。委員の皆様
は自席で待機お願ひします。

— 休憩 10:55 —
— 再開 10:56 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、観光政策課所管について審
査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

観光スポーツ文化部長 補足説明は特にございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はあり
ませんか。

林委員 補正予算書 5 ページの第 3 表「債務負担行為補正」についてお尋ねします。
ご承知のように、債務負担行為っていうのは、翌年度以降にわたる支出を伴う契約な
どを締結するために、あらかじめ議会の承認を得る手続きのことです。この中
にアウトドアツーリズム拠点整備事業として、期間が令和 8 年度で限度額 2,367 万
7,000 円に設定されておりますけれども、この限度額の範囲でどういったことをされる
予定なのか、その 1 点についてお尋ねします。

観光振興班長 この度設定をしております債務負担行為につきましては、アウトドア
ツーリズム拠点整備事業のうち、キャンプ場の造成にかかる債務負担行為の設定と
なります。令和 8 年度に入ってすぐにキャンプ場造成工事の入札契約に取り掛かれる
ように債務負担行為を設定し、令和 7 年度から入札に向けた準備を進めるものにな
ります。

上田委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、観光政策課所
管全般についてご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質
疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で
待機をお願いします。

— 休憩 10:58 —
— 再開 10:59 —

上田委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、都市建設課所管について
審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

建設部長 補足説明は特にございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありま
せんか。

重廣委員 第1目「現年公共土木施設災害復旧費」について伺いたいと思います。説明資料の2ページにも書いてありますが、8月の豪雨。その時にメール等でも通行止めになった、落石になったという連絡が来ます。場所はちょっと定かではありません。現状、今この道はどのような通行止めになっているのか、片行になってるのか、現状について説明願います。

建設班長 現状につきましては、市道岬東線につきましては、災害後から現状通行止めとしております。また、市道真木奥畠につきましては、通行には支障ございませんので、幅員減少の通行規制という形で通行は可能という状況になっております。

重廣委員 その次に1,270万円の内訳を伺おうと思ったんですけど、今説明された2か所だけということですね。それぞれ金額について、工事内容、それについてお願ひします。

建設班長 市道岬東線につきましては、工事概要につきましては、被災延長8メートル、高さが4メートル、こちらのほうはブロック済み工で復旧いたしまして、28平米を復旧いたします。こちらのほうの費用が450万円なっております。それから、市道真木奥畠線につきましては、被災延長5.5メートル、高さが3.5メートルのブロック済みで、ブロック済み工が18平米、金額としまして820万円を計上しております。

重廣委員 真木奥畠線、今、ブロック済み工で両方とも言われましたが、平米数がそっちのほうが少ないですよね。でも金額はかなり上がつてると。何か理由があれば説明願います。

建設班長 真木奥畠線につきましては、通行規制をかけることが困難であります、施工につきましては、河川内に工事用道路の仮設を行いまして工事を行います。このため、費用のほうが上がっております。

重廣委員 真木につきましては河川護岸と道路護岸が併用するということですね。岬東線は道台行だけというイメージでよろしいですね。それぞれの工期について伺います。

建設班長 工期につきましては、この2工事とも約100日を今予定しております。

重廣委員 100日ということは、年度内に完成できる予定であるんだろうと思いますが、真木については河川を利用されてますから、取水期といいますか、3月と4月になつたら水を取られますよね。それに影響しないかどうかだけを伺います、

建設班長 今、入札のスケジュールですが、本議会議決後に入札事務のほうに取り掛かります。入札予定につきましては1月末を予定しております、そこからの工事着工という形で考えております。先ほどおっしゃられました河川の工事ですが、基本的には水を取られる時期については河川内の工事は終えておるというような形で今、想定をしております。

上田委員 ほかにございましたら。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、都市建設課所管全般についてご質疑ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないのに、質疑を終

わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さん自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:04 —
— 再開 11:05 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、教育総務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

教育部長 補足説明は特にございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

ひさなが委員 補正予算書 32 ページ、33 ページ、第 4 目「学校給食費」の事業コードが 900「学校給食費」の賄材料費で 1,059 万円計上されておりますけれども、この 12 月の補正で計上されている理由についてお伺いします。

長門市学校給食センター長 今年の 8 月時点で令和 7 年度産のお米のさらなる価格上昇が予想されまして、その上昇の程度を見極め、的確に補正額を計上するため 12 月補正というふうにいたしました。

ひさなが委員 いろんな物価が高騰しているっていうところあると思いますけど、米以外にも具体的に何かこういうものが著しく上がっているというものがあれば、分かれば教えていただければと思います。

長門市学校給食センター長 委員ご指摘のとおり、全ての食材が少しづつ上昇しております。1 番顕著な米なんですけれども、米の金額が当初に比べて、すでに 300 円近い上昇はしております。キロあたり。そしてそれにつれて、パンあと牛乳、そういうものが価格を上昇しておるというところでございます。

ひさなが委員 今回の補正金額がそのままいけば、一応年度末までは確実に足りるという計算のもと出されているという認識でよろしいですか。

長門市学校給食センター長 委員お察しのとおりです。

ひさなが委員 補正予算書の 5 ページの第 3 表「債務負担行為補正」です。スクールバス運行業務委託事業が令和 8 年から令和 10 年度まで出ていると思います。これまで、昨年もですけど、小学校の大会行事に借り上げ料というのも出ておりましたが、今回はこの地域移行されるというところ、多分切り離されているというか、違うところにあると思うんですけど、この大会や行事に当たるものっていうのはこのスクールバスの中にこう含まれているのか、そういうところの移動についてはどういったことになっているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

教育総務課長補佐 今回挙げましたスクールバスのほうには、大会等の送迎等は入っておりません。

ひさなが委員 学校の教育の範囲内での移動とかがある場合っていうのは、これはどういったところにあるのですか。

教育総務課長 校外学習とかそういったところになりますと、今までスクールバスを活用して、その空き時間を活用して運行してましたので、それについては、こちらのスクールバス運行業務委託事業の中に入っています。

上田委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、教育総務課所管全般についてご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないで、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

綾城委員 議案第1号「令和7年度長門市一般会計補正予算（第5号）」について、賛成の立場から討論を行います。今回の補正予算では、ふるさと応援寄付金が目標額を超えることによる諸経費にかかる追加補正や漁業イノベーションサポート事業、また災害復旧費など、いずれも市政運営や市民にとって必要な予算が計上されており、速やかな事業執行を願うものです。一方で、三隅交流プラザ空調設備改修事業では、4,880万3,000円をかけて、ガス空調から電気空調に取り換えるために、高圧受電設備等を更新することとしております。この事業においては、令和7年3月定例会において設計費が計上されており、分科会審査の中でも、ガスから電気に変えるメリットについて質疑を行っております。執行部からは、ガスのほうが安いけれども、ガス空調は故障等の管理にかなり手間がかかることから、少ない職員数でも扱いやすい電気空調に取り替えるといった趣旨の答弁でございました。そうしたことから、設計費についてやむを得ず賛成をいたしておりますが、今回、更新費用に最終的に総額7,000万円を超える費用が必要となるという説明がありました、実際にこれだけの膨大な更新費が必要となるとは思わず、先ほど申し上げましたとおり、私の見込みが甘かったことは率直に反省をしておりますが、これだけの予算が必要となったことについて、今回改めて疑義を質疑いたしました。ガスと電気では、それぞれにメリット、デメリットがあることは十分に承知をしております。今回、三隅交流プラザで廃止となるガスヒートポンプですが、GHPの最大のメリットは、BCP、事業継続計画との相性が良いことが挙げられております。災害時など電力系統障害が起きた際の空調確保は、避難所や災害時拠点となる公共施設では重要な観点となります。電気が止まると復旧までにかなりの時間を費やす場合も場合がありますが、ガスは地元業者が近くにいることから何かあってもすぐに対応できることや、ガスが供給されている限り安定した運転ができるため、BCP対策設備として採用されるケースが全国的にも増えてきていると感じております。そのほかにも、GHPは圧縮機をガスエンジンで駆動するため、電力消費が少ないのが特徴です。夏場やイベント時など電力需要が集中する時間帯でも電力負担を大きく増やさずに空調を運転できます。これにより、公共施設全体の契約電力、デマンド値を抑制でき、電気料金の削減につながります。そのほかにも、環境負荷に対する貢献など様々なメリットが挙げられます。近年、長門市

では、特に三隅地区において、ガスヒートポンプが設置されていた公共施設において、ガスから電気へ更新される状況がいくつか見られております。電気には電気のメリットがあるため、電気空調を否定するものではございませんが、とかく交流プラザのような防災の拠点になりうるようなところについては、今回、設計費の審査の段階で取り替えに最終的に総額7,000万円の費用が必要となることがわかつていたら、災害時の対応の観点からも、三隅交流プラザくらいは多少の投資額が必要となり、デメリットがあったとしてもガス空調を維持する判断があつても良かったかも知れないと今更ながらに感じております。長門市議会においても、以前、災害時における公共施設におけるGHP導入について要望的意見書で要望を、市長に対して要望をしております。いずれにいたしましても、災害時の防災拠点や避難所における空調確保のあり方について、今後、執行部内でも、ガスから電気への移行が本当にベストな選択なのかを改めて検証していただきたいと要望しておきたいと思います。以上で、議案第1号、令和7年度長門市一般会計補正予算(第5号)について、私からの賛成討論といたします。

林委員 只今議題となっております議案第1号「令和7年度長門市一般会計補正予算(第5号)について」賛成の立場から簡潔に意見を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,956万6,000円を追加し、総額を244億7,536万5,000円とするものであります。補正予算の一部である債務負担行為補正のうち、「アウトドアツーリズム拠点整備事業」の計上は認められませんが、一方で今回の補正予算に計上された各事業については、当初予算編成後の事情により予算措置が必要になった経費のほか、当面緊急を要する経費についての補正が行われており、その合理性と妥当性について賛意を表するものであります。特に、懸案事項の、老朽化が進行し故障が頻発していた三隅市民活動の拠点である三隅交流プラの空調設備に関しては、設計業務のガス空調設備を電気空調設備に更新するための予算が計上されており、また本年8月9日から11日までの豪雨により被災した市道2路線にかかる災害復旧に要する経費も計上されるなど、市民生活に寄り添う内容の補正となっております。こうした点を評価し、意見といたします。終わります。

上田委員長 ほかにご意見ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を散会します。どなたもご苦労様でした。

— 散会 11:16 —